

委員會報告



法職教育検討委員会活動報告

法職教育検討委員会委員長

石井芳光

一 法科大学院バブルの崩壊と自然淘汰のはじまり

「法科大学院バブルは一年で終わった。新司法試験の合格率が三〇％台になることがわかったので、法科大学院の受験をやめた志願者が激増し、法科大学院関係者には衝撃が走った。学生は、新司法試験の出題科目以外は、授業中耳栓をして自習しているといい、ある法科大学院教授は、学生達は新司法試験に合格することで頭がいっぱい。受験に必要な授業は、内職したり、途中で退出したり。まるで学級崩壊だ。とため息をついた。」という大学院肥大化のツケと法科大学院狂騒曲をテーマにしたショッキングな新聞特集記事（二〇〇五年二月二七日・日経新聞朝刊）が出た。

法科大学院開設二年目の二〇〇五年には、東大、早大、慶大、京大、一橋大など有力大学の法科大学院でも三五％から七〇％近くまで、大幅に志望者が激減したといわれているし、中央大学法科大学院も、

このような影響のもとに、前年に比して、三五%も志願者数が減少した。

当初、法科大学院制度は、発足前には、二〇校から三〇校にとどまり、一学年に多くとも約四千人程度が目安であるから、新司法試験合格者数は、七〇%から八〇%程度であり、二〇一〇年までに年間約三千人に増員する計画が実現するという目標でスタートした。

ところが、法科大学院の設立大学が、「雨後の竹の子」のように乱立し、初年度の二〇〇四年に六八校で発足し、次年度の二〇〇五年にも六校増加して、合計七四校となり、大学院生の合計は、約六千名に達した。その結果、法務省も新司法試験の合格者も二〇〇六年には約九〇〇名から一一〇〇名とすることになりそうである（二〇〇五年（平成一七年）二月二八日法務省司法試験管理委員会発表）。

中央大学法科大学院は、開設以来、順調に教育課程が進められ、教員側の勉学指導も充実し、熱心に行われており、大学院生も授業の予習と復習に寝ても覚めても勉強に追いまくられ、充実感と緊張感たっぷりの毎日を過ごしている（中央大学法科大学院二〇〇六年ガイドブックから）。

しかし、新司法試験合格率の予想をもとにした全国法科大学院のランキングが、A A A・A A・A・B・Cのランク付を付して巷間に出回り、法科大学院関係者の心胆を寒からしめている。中央大学法科大学院は、自画自賛の割には、東大、京大、一橋大などの国立大学や早大、慶大などの私立大学に比べて、難易度の総合評価が遅れをとっている（A E R A「ロースクール崩壊不安」二〇〇五年四月一八日号）。

中央大学法科大学院は、当面の目標として、教育課程の充実化とともに、二〇〇六年からの新司法試験に他大学法科大学院よりも高度の合格率を獲得することが必要であり、少なくとも約七〇から八〇%

以上の合格者を輩出することである。

もうひとつには、中央大学法科大学院への選抜入学合格者のうち本学法学部出身者の占める割合は、初年度の二〇〇四年には総数約三二七名のうち約一〇八名であったのが、次年度の二〇〇五年には総数約三七六名のうち約七五名と減少化の傾向にあることが気にかかる。

もとより、法科大学院の設立構想は、「公平性」「開放性」「多様性」が原則であるから、設立大学の出身者に偏ることは避けなければならないが、法科大学院の選抜入学試験が、出身校大学にマイナスの評価となっていく傾向にはどうしても歯止めをかけたい。そのためには、本学法学部が優秀な出身者を養成し、本学法科大学院へも少なくとも約一〇〇名以上の志望者を送りこめるような体制を確保することである。

本学の法科大学院と法学部の関係が法科大学院に集中しすぎて、「頭でっかち」の法科大学院体制になりすぎると、「法科の中央」に対する法学部への評価がマイナスに作用する結果になってしまう。

その意味で、法学部当局の法学部改革には、法科大学院制度を見据えた改革が必要であり、法学部が打ち出した二〇〇六年からのプレ・ロースクールを目標にした実務家教員による法曹特講（三・四年次生）講座の構想は、少数精鋭による受講生を予定しており、時宜にかなった制度改革である。この制度の実現には、中大法曹会としても、講師適任者を積極的に送りこめるように支援体制を組んでいかなければならないので、学員の中堅若手法曹には、特別のご協力をお願いしたい。

二 本学法科大学院への支援

当委員会は、月一回の開催ペースで行われ、取扱事項は、中大法曹会の本学法科大学院と本学法学部の法職教育に対する支援活動を対象として検討してきた。

法科大学院の教育のうち、目標としたのは、法科大学院生に対する「エクスタインシップ」（法律事務所研修）と実務家教員に対する支援活動である。

法科大学院一期生約八六名に対するエクスタインシップは、平成一七年二月一四日から三月四日にかけての約三週間にわたり、中大法曹会が全面的にバックアップし、法科大学院の実務基礎科目エクスタインシップとして、約九〇名に近い学員弁護士との協力を得て、弁護士実務の充実した研修指導にあたってもらい、多大の成果をあげることができた。法科大学院では、指導弁護士も多数出席して、エクスタインシップの総括報告会（平成一七年四月九日・法科大学院市ヶ谷キャンパス）を行い、法科大学院側と参加大学院生からも高い評価を得ることができたので、指導担当弁護士には感謝を申しあげる。

ところで、法科大学院の教育を担当している実務家教員は、全体教員約一〇〇名のうちの約三〇％以上にあたる三〇数名が就任されて授業を実施している。中大法曹会は、これらの実務家教員を支援するために、法科大学院の開校直前に意見交換・支援激励会（平成一六年三月二三日イイノビル・レストランキヤッスル）を盛大に開催し、多数の実務家教員と法科大学院側からも理事長・学長・科長・教授などの関係者も多数参加され、意義のある意見交換と支援激励会を行なった。

また、法科大学院一期生に対する支援活動として、エクスターンシップの直前に、中大法曹会会員との意見交換・支援激励懇親会（平成一七年二月五日東京會館ロイヤルルーム）を開催し、法科大学院側からは、理事長・総長・学長・科長・教授らと法科大学院生約一〇〇名以上が参加し、盛大な意見交換・支援懇親会となり、とくに法科大学院生の三分の二を占める他大学卒業生も多数参加し、中大法曹会への帰属意識を高めることに非常な貢献する結果となった。

三 本学法学部への講師派遣と法廷傍聴会

中大法曹会は、平成五年（一九九三年）から、法曹実務家講師による法曹論講座と司法演習講座を実施しており、現役の裁判官・検事・弁護士約五〇名が各講座を担当し、本学法学部の目玉商品であるセールスポイントとして、学生諸君からも好評を博しており、非常な効果を上げてきた。

さらに、法曹論と司法演習の各講座も、開始から約十年以上を経過したので、法学部当局では、法曹論講座の増設と司法演習講座（一年次生）を法曹演習講座（一年次生）へと改革し、司法演習講座（二年次生）も、法科大学院へのプレ・ロースクールとして一貫性をもって連結する目的で格上げし、少数精鋭の受講生による法曹特講講座（三・四年次生）へと発展的に改革することになった。中大法曹会としては、二〇〇六年から講師派遣を実施し、担当講師には重責を負担してもらうことになった。

四 本学法学部学生の法廷傍聴会

中大法曹会では、従来から本学法学部学生に対する法学部教育の一環として、東京地方裁判所刑事法廷での法廷傍聴会を年二回（前期平成一六年七月七日・後期平成一六年十一月四日）開催し、各回とも、約五〇人以上の学生諸君の参加を得て、法廷の臨場感を法学部教育に生かす絶大な効果を上げてきたが、この法廷傍聴会は、プレ・ロースクールの目的もあり、今後継続していく予定である。

大学問題委員会活動報告

大学問題委員会委員長

田 中 美 登 里

当委員会は、幹事長の諮問により、中央大法曹会会則第三条第一号（中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること）に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

平成一五、一六年度、幹事長からの諮問事項は、

一 中央大学総長について

総長は必置機関とすべきか。

総長選出の方法について。

二 中央大法曹会以下中大法曹という学校法人中央大学との関係について

理事・監事・評議員・商議員選出は現在の枠組みで今後とも推移してよいか。

三 中大法曹会と中大学員会の関係について

学員会会長・副会長・常任幹事・幹事・協議員の選出は、現在の慣行、枠組みで今後とも推移して
よいか。

学員会本部の在り方は現在の俣でよいか。

学員会との関わり方について今後どうすべきか。

学員会各支部(南甲倶楽部・体育会・国会白門会・職域支部・地域支部・年次支部など)との関わり
の在り方について。

四 中大法曹会とロースクール・法学部教授・助教授・講師との関わりの在り方について

五 中央大学基本規定の検討

第三次中央大学基本規定検討委員会について。

というものであった。

委員会は、平成一五年度、六月二〇日、七月一六日、九月一八日、一〇月一五日、一一月二〇日、一
二月一六日、平成一六年一月二一日、二月一八日、三月一七日の九回、平成一六年度は、四月二〇日、
五月一八日、六月一五日、七月二〇日、九月二一日、一〇月一九日、一一月一六日、一二月二一日、平
成一七年一月一八日、二月一五日、三月一五日の計一一回開催された。

幹事長の諮問事項は、学員会の一支部としての中大法曹会が大学、学員会、同会その他支部との関係に
おけるあり方に関する項目が多かったが、当委員会がこれらの点の審議をすることは、ほとんど出来なかつ
た。次のような経緯で、審議は総長問題と中央大学基本規定の検討に集中してなされることになった。

今期活動の当初、大学の総長選任が平成一四年以来未解決の状態にあり、基本規定の定めが実際の選任手続きを困難にしているとの議論がなされていた。そこで、過去の経緯、問題点、基本規定との関係等、幹事長その他の会員(大学の理事、元理事、選考委員等)の出席を得て、実情の報告や問題点の提示をうけて意見交換を行ってきた。しかし、突然平成一五年一月に外間総長が選任されたので、総長問題は今後の基本規定検討のなかで、審議することにした。

一方、阿部理事長から平成一五年七月一四日付で「学校法人中央大学基本規定(寄付行為)」に定められた法人の管理運営に関する諸規定の見直し及び基本規定(寄付行為)整備具体案策定について」との諮問が出され、学校法人中央大学基本規定(寄付行為)検討委員会第三次)がその審議にあたっていた。

そこで、当委員会は、諮問事項「基本規定の検討」を議題に取り上げ、同委員会の進行にあわせて幹事長(同委員会委員)からの報告と問題提起に基づき研究討議することとなり、「第三次中央大学基本規定検討委員会に臨む中大法曹会の意見」(幹事長案)を中心に討議を始めた。

同意見の骨子は、理事会が中大の最終意思決定機関であることを明確にし、実際の運用上存在している問題点を明らかにして理事会の権限の強化、運営の改善を意図していた。その目的で現理事、元理事から実情を聴き、理事会と教学間の関係、問題点を理解する作業を続けた。

その間、平成一六年五月に私立学校法の改正があり、国立大学の編組に合わせて大幅な変更を求められることとなった。その中核は、理事会が学校法人の業務を決するところにあった。当然改正に適合する措置を講じる必要があり、検討委員会の審議もこれに向けられた。

当委員会における議論もその方向でなされたが、特に理事会の権限と教学人事権の関係が問題点として意識された。検討委員会は平成一七年一月三一日付第二次答申で理事会、理事の定数等の意見を具申したが、審議は継続している。

当委員会としても幹事長の諮問事項「基本規定の検討」にはまだ取り上げべき問題点を残している。さらに、大学、学会等と中大法曹会との関係におけるあり方の諮問事項は、手付かずに終わったが、これらの問題は、今後機会があれば、新しい理事会制度等に関連して学則以下の諸規定の改正、整備の問題等とともに改めて審議の要が生じるものと思われる。

今期の大学問題委員会は、大学での実際の動きに連動して、基本規定検討委員会における当面の具体的事項の検討に影響され、大学の基本規定に関する総体的なまとまりのある答申を作成することができなかったことは残念であるが、これは当委員会の宿命というべきものかも知れない。次期以降の委員会に期待するものである。

会則検討委員会活動報告

会則検討委員会委員長

稲田 寛

一 当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規定、細則等に関する事項を審議し、答申することとする委員会である。

二 本年度、当委員会では「中央大学法曹界会費規則」及び「中央大学法曹界支部規定」の改正につき、幹事長から答申を求められ、平成一六年一〇月四日に委員会を開催し、審議を行った。

同日の委員会には、執行部会計担当の今村健志事務局次長も出席し、改正の必要性につき説明を行った。今村次長の説明によると、これまで実際に行われてきた会費徴収の運用と、その会費徴収の根拠規定との間に齟齬が見られるので、実際の運用に合わせて規定を改正する必要があるというものであった。即ち、具体的には、①実際は役員を除く会員の会費は全国一律年金三〇〇〇円を徴収しているが、旧会費規則第二条では、都内所属会員の会費が金三〇〇〇円、地方会員が二五〇〇円となっているこ

と、②前執行部の時、支部設立を促進させるために設立時の支部に財政基盤を保持させるべく、支部に会費徴収権を与えた上にその徴収した会費の内二〇〇〇円を支部に帰属させることを認めた経緯があること、③支部規定では各高裁管内毎に支部を設立することになっているが、支部に高裁管内全体の会員ための事務を担わせるのは実態に合わないことから、現在執行部では単位会毎に支部設立を認め、そこに所属会員のための事務を担わせようとしていること、以上三点の説明がなされた。その上で以上の実態に合わせた会費規則及び支部規定の改正が必要とのことであつた。

当委員会は、以上の執行部からの説明を受けた後に、「会費規則」と「支部規定」の見直しのための審議を行った。その際、現在既に支部が設立され実際の会費徴収事務がその支部で行われている現状を尊重しつつも、未だ支部が設立されていない単位会が多く存在することや、将来支部が設立されても会費徴収事務を組織的に行えない支部も存在するかもしれないこと、及び支部に帰属する会費の金額についてはその時点の本部ないし支部の実情を考慮して臨機応変に決定すべく金額を定めない方がよいということ等を考慮して、委員会改正案をまとめ、それを幹事長に答申した。それが平成一六年一月二五日の幹事会においてそのまま承認、議決された次第である。ただ、その幹事会において、改正前の支部規定第七条に基づいて設立されている分会の扱いをどうするか、質問が行われたことから、既に存在している分会を支部とみなすという内容の附則が付け加えられた。

三 以上が本年度の当委員会の活動内容である。

広報委員会活動報告

広報委員会委員長

瀬川 徹

一 本委員会の目的は、中大法曹会の会報、ニュースの編集、発行等を含め、中大法曹会の広報活動を行うことにある。

平成一五年、一六年度の第一回委員会において、年度内の活動方針を定めたが、基本的には中大法曹ニュースの発行及び会報の発刊をメインテーマとすることで一致した。

二 ところで、従前、各種委員会の委員はそれぞれの委員会では把握していたものの、全体を把握する形にはなっていないだったので、各種委員会の委員構成を周知し、今後二年間の会務運営の基盤整備に資する趣旨から、各種委員会名簿を統一的な形でファイル化した上で事務局長が管理し、役員及び各種委員会委員長、事務局次長に配布することとした。

三 今期で最も重要なことは、いよいよロースクールが開校の運びに至り、新たな法曹養成の制度が本

格的にスタートしたものである。

そのため、中大法曹ニュース及び会報中大法曹のいずれも中大ロースクールが主要なテーマとなった。

1 「中大法曹ニュース」第五号の発行

会報「中大法曹」は二年ごとの発刊であるため、平成一六年五月の中央大学法曹会定時総会開催日には「中大法曹ニュース」第五号を発行し、配布できるよう準備することとした。

各方面からの多角的なアプローチが必要と考え、中央大学からは中大ロースクール開校に当たって、その意義について、阿部三郎中央大学理事長、角田邦重中央大学学長に御執筆を依頼することとした。

また、中央大学ロースクールの現場を担当する福原紀彦中央大学法科大学院教授、大村美隆中央大学法科大学院専任教授その他の先生方に教学及び実務家教員の立場から入学選抜試験の実施状況や実際の教育に当たった課題等について御執筆を依頼することとした。

更に、金井貴嗣中央大学法学部長にはロースクール開講後の法学部教育の役割についてその御意見の御執筆をお願いした。

当会からは、中津靖夫幹事長、奈良道博副幹事長、石井芳光法職教育検討委員会委員長からも、それぞれの立場からの御意見を寄せていただくこととした。

更に、中央大学創立一二五周年を記念して建てられた「炎の塔」の法科大学院に果たす役割も重

要な問題であり、そのテーマについては当広報委員会において、「炎の塔」についてと題して記事に掲載することとした。

右検討結果に基づいて、「中大法曹ニュース」第五号を編集し、平成一六年五月一三日開催の中大法曹会定時総会において配布した。

2 会報「中大法曹」第二一号の発刊

「中大法曹ニュース」第五号の発行以後、会報「中大法曹」の発刊について検討した。

会報「中大法曹」第二一号が発刊される平成一七年五月の総会は、中大ロースクールが開講してほぼ一年が経過する時期であり、その現況と課題を把握する時期に当たる。

そこで、中大ロースクールにおいて指導の任に当たられている先生方にその担当分野に応じて現況報告をいただくこととした。

その結果、①法科大学院の組織運営の現状について、大村雅彦法務研究科長、福原紀彦法科大学院教授・法務研究科長、山田省三法科大学院教授、②法科大学院教育の現状について渡辺達徳法科大学院教授、山田八千子法科大学院助教授、斉藤信治法科大学院教授、長内了法科大学院教授、太田秀夫法科大学院特任教授、藤本哲也法科大学院教授・財務省派遣、③法科大学院の学生生活指導等について野澤紀雅法科大学院教授、④法科大学院と白門法律事務所について小名弦法科大学院特任講師・白門法律事務所所長、にそれぞれ執筆をお願いすることとした。

なお、法科大学院において受講している法科大学院未修者及び既修者各コースの第一期生の学生

五名に受講している立場からの感想や意見を述べていただくこととした。

また、中大法曹会幹事会において、預金保険機構の理事長をされていた松田昇先生及び東京地検特捜部長を歴任された中大法科大学院教授宗像紀夫先生には、中大法曹会の幹事会において、各先生の貴重な経験に基づく御講演を御願いしたので、その御講演を掲載して御紹介することとした。

資料の編集については、前号において多大な時間と労力を割かれて中大法曹会歴代執行部、法曹会出身理事・幹事一覧表などを作成していただき貴重な資料を残していただいた。その後の資料については時期をみて改めて整理していただくこととし、今号においては、常時必要とする会則関係を引き続き掲載することとした。中大法曹会の会則については一部改正がなされたので、改正後の会則を掲載した。

また、各支部における会則も制定されつつあるので、現時点で可能な限り掲載することとしたが、今後、支部が新たに結成される都度新たな支部会則を掲載することになると思われる。

四 広報委員会は平成一五・一六年度で約一八回程開催したが、中大法科大学院の開校を契機にその情報収集が中心となった。中大法曹ニュースと会報中大法曹の編集以外にも広報活動の課題は多々考えられるが将来の課題としたい。

機構改革実行特別委員会活動報告書

機構改革実行特別委員会委員長

新井嘉昭

中央大学機構改革実行特別委員会（以下本委員会という）は、平成九年度、一〇年度の田宮甫幹事長が設けた特別委員会です。当時の副幹事長として、私もその設立に関わりました。本委員会は、中大法曹会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を推進し、その他中大法曹会の組織拡大に必要な後援を行うことを目的としています。

平成一五年度、一六年度の本委員会は、中津靖夫幹事長から、次の二点について、諮問を受けました。

一、中大法曹会に女性部会を設置することの可否

二、新たな支部設置について

まず本会に女子部を設置することの可否については、私が数人の女性会員に意見をうかがったところ、「設置の必要性を感じない」「あまり感心がない」「この時代に絶対必要なし」という意見が多く、平成

一六年七月二六日付で、「女子部の設置は現在の社会情勢、法曹会における女性人口の増加状況、近時の女性会員の意識からして、相当でない」と答申しました。

むしろ若手会員を如何に本会に関わり、諸行事に参加してもらうかが急務であると考え、四〇期以降の会員の名簿を収集し、検討を始めましたが、具体的方策を見出せないままに終わりました。次年度の本委員会における重要な検討課題であろうと思います。

次に新支部の設置についてです。これまで歴代委員長のご努力により、札幌支部、四国支部、名古屋支部（及び北陸分会）、大阪支部、福岡支部が設置されていきました。残るは、高裁所在地として、仙台、広島です。本会副幹事長（元本委員会の委員長）の大高満範先生のご紹介により、大国和江、椎木タカ、二國則昭先生にご尽力をいただき、平成一六年一月二日、中大法曹会広島支部（国政道明支部長）が七五名をもって設立されました。中津幹事長、大高副幹事長と私が設立総会に出席し、同支部の門出を祝いました。

仙台支部は未だ支部設立の動きはありませんが、神奈川支部（村瀬統一支部長）が、本会の会則改定を経て、平成一七年三月一日、八〇名をもって設立されました。本部に近いという困難な状況の中で、支部設立にご尽力をいただいた村瀬統一、松浦光明両先生には御礼を申し上げます。

既設の福岡支部の定時総会・懇親会には、中津幹事長と私が出席し、湯川久子支部長他の支部会員の皆様と懇親を深めて来しました。

募金実行委員会活動報告

募金実行委員会事務局長

石 渡 光 一

一、委員会の活動

(1) 当委員会は、平成一三年一〇月それまでの募金企画委員会を変更して募金実行委員会を立上げて以来活動が続けています。その間学術研究団体連合会と連名で会員に呼掛け、また対象を法学部出身の学員全体にも拡大しました。

(2) 募金推進のため、東京では三会のブロック別にそれぞれ各ブロックの会員に呼掛けることとし、東弁、一弁では期別の世話人をお願いし、二弁では期別ではないが中核になる世話人をお願いしてそれぞれ呼掛けを行って来ました。また地方支部にも、支部としての呼掛けをお願いして来ました。その結果、応募の状況は次のようになっています。

A 法曹会 一四七名 一億五四五三万五〇〇〇円（平成一六年一二月末日現在）

B 法曹界 六四六名 七億七六九三万一〇〇〇円(平成一六年半ばの集計)

東弁 二二二名 一億八〇一七万四〇〇〇円 一弁 八四名 三億八八九二万三〇〇〇円

二弁 六三名 五六三七万 円 地方 二八七名 一億五一四六万四〇〇〇円

(注) 中大では法曹の学员を法曹界として区分しています。この中には当法曹会の外に学研連等研究室、地方支部、年次支部会員として応募したものが含まれています。

(3) 創立一二五周年に向けての募金活動も既に三年を経過しました。全体の目標額は百億円ですが、平成一六年一二月末日現在の応募額は三一億四千万円(内入金済額二六億三千万円)であり、募金開始時の勢いも一段落し、少々足踏み状態の感は拭えません。

平成一六年四月には法科大学院がスタートしました。その中で院生への経済的支援が必要となり、奨学金制度が設けられています。それに応じてこの募金に置いても寄付対象事業に「ロースクール奨学資金」の項目が加えられました。法曹会の応募人数は約一五〇名です(東弁三ブロックの幹事約六〇名)。更に多くの方々にお願ひする次第であり、また新しい対象事業が加わったこともあって、未だ応募されていない会員ばかりでなく、既に応募いただいた会員にも再度お願ひすることになりました。母校の発展を願ひ、一二五周年事業を後押しするため足踏み感を払拭して更に募金を推進すべく、未応募者・既応募者別々のお願ひ書を作成し、且つ各ブロックから呼掛人に参加いただいて、近々改めて募金のお願ひ書をお届けすることになりました。

二、委員会の体制、開催日

(1) 委員長 安原正之（東弁）

副委員長 佐伯 弘、榊原卓郎、浅見昭一（榊原氏後任）（以上東弁）

同 山崎源三（一弁）、中津靖夫、岩瀬外嗣雄（中津氏後任）（以上二弁）

(2) 委員会開催日（委員会、正副会長会） 平成一五年六月一九日、九月八日、九月一七日、一月

二五日、平成一六年三月二四日、六月八日、七月八日、九月三〇日、平成一七年一月二〇日



會 務 報 告

平成二十一年度公務報告



平成一五・一六年度会務報告

中央大学法曹会事務局長

原

誠

中津幹事長以下執行部の二年間を振り返り、次期事務局への事務引継ぎと若干の感想を織り交ぜて会務を報告致します。

一 中央大学との関係

中央大学法曹会は、中央大学あつての法曹会です。ですから、大学との関係が一番重要で、その大学とは、手続き的には文書課（現在、藤本義明課長）が窓口になります。ですから、新執行部事務局は、まず、文書課と連絡を取るようになります。文書課を通じ、場合によっては秘書課を経て、理事長・総長・学長とつながりを持ちます。大学関係の行事としては、ホームカミングデー（法曹会賞を提供しています）、合同授与式（これも法曹会賞を出しています）、合格祝賀会等への出席ないし協力があります。

また、大学の人事（理事長・常任理事・理事その他）への関係もあります。

二 比較法研究所・法科大学院との関係

比較法研究所とは、ニュースレターへの寄稿（幹事長・副幹事長の順で寄稿しています）、誌友・寄附その他さまざまな協力問題があります。法科大学院との関係では、会報に記載したような報告・講演、激励会、エクスターンシップ協力等の関係があります。

三 学会との関係

法曹会は、学会の支部ですから、新執行部は、学会への連絡もしておかねばなりません。総会等後の懇親会には学会会長に招待状を發しています。学員時報の新年号に毎年「支部年賀広告」を出しています。また、学会の会長・副会長の選考、幹事・協議員等の選考問題につき、法曹会としての関わりがあります。

四 他の学会支部との関係

学会の他の支部、南甲倶楽部、白門体育会、国会白門会その他の友好関係があり、時には懇親会を開きます。

五 総会・常任幹事会・幹事会

法曹会の必要的行事は、年一回の総会、年四回の常任幹事会・幹事会の開催です。これに引き続き、祝賀会・懇親会を開催しますが、これらは、現在、東京會館で行っております。会場の設営、配布資料の作成等は、事務局が行います。会報の制作・郵送は、高千穂印刷所に協力していただいておりますが、

総会等の開催通知は、エクスパダイトというFAX同報サービス会社に依頼しています。エクスパダイトの通信費は、郵便代より格安です。しかし、常任幹事・幹事の連絡先は、事務局で把握し、予め情報提供しておかねばなりません。

A・総会

さて、総会ですが、一年間の区切りで法曹会ニュースの発行と会計報告、会務報告がメインになります。二年間の区切りとしては会報の発行、次期執行部の選任という重要事項が加わります。

B・常任幹事会・幹事会

現在年四回行われていますが、三回にすべきではないかという意見が出ました。が、見送られました。祝賀会・懇親会は、中津幹事長の方針で、立食を避けて椅子席にしました。全員腰掛けられて楽ですが、費用は高みます。祝賀会の招待者は、六のとおりです。

C・各ブロック会

人事関係は、各ブロックで意見を上げてきますので、各ブロック会を必要に応じて開催しています。

六 栄進者・叙勲受章者・合格者の把握

A・栄進者の把握

弁護士の場合は、日弁連・関弁連・東京三会に問い合わせます。裁判所・検察庁の場合は、各ブロックの副幹事長と事務局次長に協力していただいています。それから、学員時報の記事から捜しています。

B・叙勲受章者の把握

弁護士会は日弁連、裁判所・検察庁はAと同じ。

C・合格者の把握

大学の法学部から名簿を送ってもらっています。合格者に対して、黒水牛の印鑑を贈呈しています。

D・新入会員

法曹資格を有した会員の把握ですが、二年前の合格者の名簿と日弁連から入手した弁護士の名簿を照らし合わせ、捜し出します。事務員がかかりつきりで捜しています。

七 法曹会支部との関係

法曹会に、地方会が生まれています。現在は、大阪・福岡・横浜等です。

八 法曹会各種委員会関係

人事、大学問題、機構改革実行、法職教育検討、会則、募金実行等の各種委員会とテミスの会があります。事務局次長一人ずつ、各種委員会を担当していただきました。

九 広報関係

二年に一度の割りで、会報とニュースを発行しています。これも大事な業務となります。

十 財政

担当会の事務局次長が会計を担当します。監査は会計監事に行っていました。

十一 方針

最後に、今年の活動方針ですが、中津幹事長は、法科大学院特集ともいうべきものにして、講演、会報特集記事を組むなどしました。

十二 その他

最後に、小生としては、事務局次長さんの協力を得て、何とか本日にたどり着きました。感謝にたえません。個人の意見として、常任幹事会・幹事会の年四回は多くはないでしょうか。その都度全部、大学関係者をお招きし、出席していただいておりますが、これも招待は二回にするなど再考した方が宜しいような気がします。また、若い法曹が出席しやすくする工夫なども求められるのではないのでしょうか。

ともあれ、中央大学、そして法曹会の一層の発展を祈ります。

中央大学法曹会平成一五・一六年度開催行事報告書

自 平成一五年五月一五日
至 平成一六年五月一五日

中央大学法曹会事務局

年月日	行 事
15・5・26	会計事務引継ぎ
5・30	第1回執行部会―新執行部顔合わせ会
6・12	事務引継ぎ会
6・20	第1回人事・広報・大学問題・法職教育検討・会則・機構改革実行等各種委員会
7・3	有志懇談会開催
7・16	第2回大学問題委員会
7・18	15年度第1回常任幹事会・幹事会
7・24	比較法研究所と懇談会
7・28	第2回法職教育検討委員会

11 ・ 26	第3回機構改革実行委員会
11 ・ 25	第2回募金委員会
11 ・ 20	第5回大学問題委員会
11 ・ 4	法学部生への法廷傍聴会
10 ・ 29	中大阿部理事長との懇談会
10 ・ 29	第5回法職教育検討委員会
10 ・ 15	第4回大学問題委員会
10 ・ 7	第2回執行部会・第2回広報委員会
10 ・ 1	第4回法職教育検討委員会
9 ・ 26	第2回機構改革実行委員会
9 ・ 18	第3回大学問題委員会
9 ・ 8	第1回募金委員会
9 ・ 1	第3回法職教育検討委員会
8 ・ 12	有志懇談会開催
7 ・ 30	第1回機構改革実行委員会

3 ・ 17	3 ・ 10	3 ・ 9	3 ・ 4	2 ・ 20	2 ・ 18	2 ・ 13	2 ・ 5	2 ・ 2	1 ・ 29	1 ・ 28	16 ・ 1 ・ 21	12 ・ 5	12 ・ 4	11 ・ 27
第8回大学問題委員会	阿部理事長懇談会	第5回広報委員会	第2回人事委員会・第9回法職教育検討委員会	南甲倶楽部有志懇親会	第7回大学問題委員会	第4回執行部会・第3回広報委員会	第8回法職教育検討委員会	第三次基本規程検討委員会	15年度第3回常任幹事会・幹事会、叙勲受章者・栄進者・合格者祝賀会	第4回機構改革実行委員会	第6回大学問題委員会・第7回法職教育検討委員会	第3回執行部会兼忘年会・第3回広報委員会	第6回法職教育検討委員会	15年度第2回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会・新入会員歓迎会

6 ・ 15	第11回大学問題委員会
5 ・ 26	第5回機構改革実行委員会
5 ・ 25	第8回執行部会・第10回広報委員会
5 ・ 19	第11回法職教育検討委員会
5 ・ 18	第10回大学問題委員会
5 ・ 13	15年度第4回常任幹事会・幹事会・栄進者祝賀会 16年度定時総会
5 ・ 10	第7回執行部会・第9回広報委員会
4 ・ 20	第9回大学問題委員会
4 ・ 16	第6回執行部会・第8回広報委員会
4 ・ 7	第10回法職教育検討委員会
3 ・ 26	第3回人事委員会
3 ・ 25	第5回執行部会・第7回広報委員会
3 ・ 24	第3回募金委員会
3 ・ 23	法科大学院実務家教員激励会

11・4	法学部生への法廷傍聴会
10・25	第14回法職教育検討委員会
10・19	第14回大学問題委員会
10・7	第11回執行部会・第12回広報委員会
10・4	会則検討委員会
9・27	第13回法職教育検討委員会
9・21	第13回大学問題委員会
9・15	第7回機構改革実行委員会
9・7	第10回執行部会・第11回広報委員会
7・27	第12回法職教育検討委員会
7・20	第12回大学問題委員会
7・26	第6回機構改革実行委員会
7・15	第9回執行部会 16年度第1回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会
7・7	法学部生への法廷傍聴会

4 ・ 6	3 ・ 24	3 ・ 15	2 ・ 23	2 ・ 15	2 ・ 5	1 ・ 27	17 ・ 1 ・ 18	12 ・ 21	12 ・ 20	12 ・ 14	11 ・ 25	11 ・ 16	11 ・ 17
第18回執行部会・広報委員会	第16回執行部会・第17回広報委員会	第19回大学問題委員会	第15回執行部会・第16回広報委員会	第18回大学問題委員会	法科大学院学生との懇親会	第14回執行部会・第15回広報委員会 16年度第3回常任幹事会・幹事会、叙勲受章者・栄進者・合格者祝賀会	第17回大学問題委員会	第16回大学問題委員会	第15回法職教育検討委員会	第13回執行部会・第14回広報委員会	第12回執行部会・第13回広報委員会 16年度第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会	第15回大学問題委員会	第8回機構改革実行委員会

